

手続きはお済みですか？

1 世帯 3 万円 臨時特別給付金のご案内

【対象は住民税非課税世帯等です】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

【給付金の支給額】

1世帯あたり **3万円**

【給付金の支給時期】

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象となる世帯 (I・IIのいずれかにあてはまる世帯)

I 世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯であり、令和5年6月1日時点で大崎町に住民登録のある世帯

II 令和5年1月～10月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

対象となる世帯には、今年の7月中旬に確認書をお送りしてあります。(返送が必要)
※一部申請が必要な場合があります。

【給付金の支給手続き方法】

① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りしてあります。
- 中身を確認して、役場に**返信**してください。

② 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。(申請に必要な書類は役場ホームページまたは、窓口にて入手できます)

新型コロナの影響や物価高騰などにより、予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 申請が必要です。
- 申請期限：**令和5年8月14日(月)～令和5年10月31日(火)**

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

■ 申請書配布先

役場保健福祉課社会福祉係

【給付金の支給手続き方法】

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

③ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

【お問い合わせ先】 大崎町役場保健福祉課社会福祉係 ☎476-1111 (内線137)